

八木病院通所リハビリテーション

運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団うしお会が開設する八木病院通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション（以下「理学療法等」という。）を行う事によって、利用者の心身の機能の維持回復を図る事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一、 事業所の医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士その他の従業者（以下単に「従業者」という。）は、法令・規則及びこの規定に定めるところにより、適切なリハビリテーションサービス（以下「サービス」という。）を提供する。
- 二、 事業の実施にあたっては、親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう説明を行う。
- 三、 第1項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものとする。
- 四、 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためや緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 五、 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携をはかり、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一、 名称 八木病院通所リハビリテーション
- 二、 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内1124-1番地

(事業所の利用定員)

第4条 事業所の利用定員は60名とする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業に勤務する職員の職務、員数、及び職務内容は次のとおりである。

- 一、 管理者1人（常勤 兼務）
常勤にて事業所の業務に従事し、事業所の従業者の管理、業務の管理を一元的に行う。
- 二、 医師 1人（常勤 兼務）
利用者に対して、医学的管理及び療養上の指導を行う。

- 三、 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 6人（常勤 兼務）
医師の指示の下、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要
なりハビリテーションを行う。
- 四、 看護職員 1人（常勤 兼務）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 五、 介護職員 22人（常勤 専従）
医学的管理の下における介護業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆休み、
シルバーウィークを除く。
- 二、 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。（月～土）
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（指定通所リハビリテーションの内容）

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一、 診察
- 二、 機能訓練
- 三、 看護及び医学的管理下における介護
- 四、 送迎
- 五、 食事及び入浴その他のサービス

（指定通所リハビリテーションの利用料その他必要な費用の額）

第8条

- 一、 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定め
基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである場合は、
その1割の額とする。
- 二、 前項に提出する利用料のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 1 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎費。
事業所から片道 10km未満 500円
事業所から片道 10km以上 1000円
 - 2 食費 700円
 - 3 日常生活活動費 200円
 - 4 おむつ代、日用品費等 実費
 - 5 前項に規定する費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族
に対し、当該サービスの内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市、洲本市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一、 利用者は事業所の規律を守り、喧嘩、口論、又は暴力等他の利用者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 二、 利用者は事業所の設備及び備品の利用にあたっては、職員の指示又は設備等の取扱要項に従い、適正な方法により当該設備等を使用するとともに、事故のないよう細心の注意を払う事。
- 三、 利用者は火気の取扱に十分留意する事。
- 四、 利用者は事業所の衛生環境を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第11条 防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期す。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じる。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 一、 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二、 虐待防止のための指針を整備する。
- 三、 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四、 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 一、 事業者は医師等の質的向上を図るため、研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の設備を行うものとする。
 - 1 採用時研修 採用時から2ヶ月以内
 - 2 継続研修 年2回
- 二、 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三、 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 四、 居宅支援事業者に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により本人又はその家族から同意を得るものとする。

五、 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団うしお会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則 この規程は、平成16年10月1日より施行する。

平成17年7月1日より施行する。

平成17年10月1日より施行する。

平成18年4月1日より施行する。

平成19年4月1日より施行する。

平成21年3月30日より施行する。

平成21年10月1日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

令和4年7月1日より施行する。

令和6年6月1日より施行する。